

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和3年8月29日 16時07分ごろ |
| 発生場所 | 岡山県倉敷市沙美海水浴場 沙美漁港防波堤灯台から真方位259°620m付近 (概位 北緯34°30.1′ 東経133°38.0′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイSAM ^{サミ} Iは、西進中、また、水上オートバイセブンは、浮体をえい航して右旋回中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年10月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 水上オートバイ SAMI、0.1トン 271-37726岡山、個人所有 B 水上オートバイ セブン、0.1トン 271-36909岡山、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 操縦者A、特殊小型（平成26年6月14日をもって失効中） B 船長B、特殊小型 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 左舷船首部外板に亀裂等 B 船首部両舷外板に亀裂等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4.7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 |
| 事故の経過 | A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、沙美海水浴場の遊泳区域外を約40～45km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、右舷方に設置されたサメ避けネットに沿って西進中、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突し、操縦者Aが落水した。 操縦者Aは、右舷方のサメ避けネットを見ていたので、左舷方から接近してくるB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を後部座席に乗せ、知人3人を搭乗させた浮体を約15mのロープを使用してえい航し、沙美海水浴場の遊泳区域外を約30km/hの速力で西進し、船長Bが左舷後方に振れ回る浮体を気にしながら右旋回中、A船と衝突し、船長B及び同乗者Bが落水し、そのときに船長Bが腰を捻って負傷した。 船長Bは、右旋回中だったので、左舷後方に振れ回る浮体が気になってその方向を見ており、右舷方から接近してくるA船に気付かなか |

| | |
|-------|--|
| | <p>ったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | <p>A船は、西進中、操縦者Aが右舷方のサメ避けネットを見ながら航行を続けたことから、左舷方から接近してくるB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、浮体をえい航して右旋回中、船長Bが左舷後方に振れ回る浮体が気になってその方向を見ながら航行を続けたことから、右舷方から接近してくるA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が西進中、B船が浮体をえい航して右旋回中、操縦者Aが右舷方のサメ避けネットを見ながら航行を続け、また、船長Bが左舷後方に振れ回る浮体の方向を見ながら航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦者は、遊走中、一定方向のみを見ずに、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、遊走中、えい航している浮体の方向のみを見ずに、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 操縦者は、小型船舶操縦免許証の更新手続きを行い、有効な免許証を保持して小型船舶を操縦すること。 |